

2020年11月20日

各位

会社名 株式会社ユーグレナ
代表者名 代表取締役社長 出雲 充
(コード番号: 2931)
問合せ先 取締役副社長 永田 暁彦
(TEL. 03-3454-4907)

株式報酬制度における新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式報酬制度における新株発行を行うことについて、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2020年12月24日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 12,940株
(3) 発行価額	1株につき821円
(4) 発行総額	10,623,740円
(5) 割当予定先	当社の従業員13名
(6) その他	本株式発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年9月25日開催の取締役会において、当社の仲間※1に、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。本制度については【本制度導入の背景と概要】に記載の通りです。

※1 ユーグレナグループでは、従業員のことを同じ志をもった「仲間」と呼んでいます

この度の新株発行は、本制度に基づき、当社の本日開催の取締役会決議により行われるものです。

本制度は、希望した仲間が、報酬の一部を当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）で受け取る権利を取得できる制度であり、制度の利用希望者の当該権利の譲渡その他処分制限、及び退職等その他当該権利の喪失事由が設定されています。

本新株発行は、本日の時点において、本制度の利用希望者13名（以下「制度利用希望者」といいます。）に対して行われ、当社は、制度利用希望者に支給された金銭報酬債権の現物出資と引換えに当社株式を交付します。

【本制度導入の背景と概要】

当社の人事制度は、当社のありたい姿であるユーグレナ・フィロソフィー「Sustainability First（サステナビリティ・ファースト）」※2を軸とし、働く仲間の多様な生活環境やワークスタイルの変化に合わせて、選択可能な人事制度や福利厚生制度を導入しております。

本制度は、報酬の一部を仲間本人の希望に合わせて、当社株式で受け取る事が出来る新しい報酬制度となります。当社株式の取得を促進するため、報酬の一部を当社株式で受け取る事を選択した場合、現金で受け取る選択肢と比べて割増した当社株式を支給します。本制度は、当社の中長期的な業績拡大および企業価値の向上への仲間のコミットメントをより報酬に反映させる人事制度となっております。本制度の導入によって、生活環境の違いやライフステージの変化に合わせたサステナブルな能力の発揮や働きがいの向上を促進し、会社の成長および社会課題の縮小を目指します。

※2 ユーグレナグループでは、「Sustainability First (サステナビリティ・ファースト)」を“自分たちの幸せが誰かの幸せと共存し続ける方法”を常に考え、行動している状態と定義しています

2020年8月11日発表リリース <https://www.euglena.jp/news/20200811/>

(1) 開始時期	2021年9月期から適用
(2) 対象者	正社員（月給制および年俸制）のうち本制度利用を希望した仲間
(3) 株式による支給対象	月給制対象者 6月と12月に支給される賞与を当社株式で支給 年俸制対象者 年俸の20～40%を占める業績連動部分を2回に分けて 当社株式で支給 ※業績連動部分は役職に応じて異なります
(4) 支給株式数の算出	対象となる報酬を現金で受け取る場合と比べて割増した当社株式を支給 発行価額は取締役会における新株発行決議日の前営業日の終値で算出

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき、制度利用希望者に支給された金銭報酬債権の現物出資と引換えに行われるものであり、その発行価額は、恣意性を排除した価格とするため、2020年11月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である821円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、制度利用希望者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上